

# 南陽園在宅サービスセンター事業計画

南陽園在宅サービスセンター（認知症対応型通所介護）は、法人の基本理念である「地域との協働と社会貢献」「利用者中心のサービスの提供」に基づいた、サービスを提供し、地域で生活される高齢者及びご家族を支援する。

## 1 主要サービス提供内容

ア 定員 1日 1単位 12人

イ 営業日 月～土曜日（12月31日～1月3日を除く）

ウ 営業時間 9時00分～18時00分

エ 主なサービス概要

身体介護、食事、入浴、個別機能訓練、栄養改善、アクティビティ、相談・助言、送迎等 ※送迎バス運行は外部事業者委託、添乗は職員

オ 年間行事予定

4月	お花見週間	12月	年忘れ会
7月	七夕会	1月	新年会
8月	納涼会	2月	節分
9月	敬老会	当日	誕生祝

## 2 運営の基本方針

### （1）安定的な経営基盤の確保

#### ① 収入の確保と経費節減

ア 利用率80%を確保するために、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと緊密な連携を図っていく。

イ 令和6年度介護報酬改定への有効かつ適切に対応する。

ウ 光熱水費の節減に努める。

#### ② 送迎車両の更新

- ・ 長期使用（15年使用）の送迎車両1台を更新する。（4月助成金申請）

#### ③ 防災対策の推進

ア 能登半島地震を教訓に南陽園と災害発生時の自衛消防計画の点検及び事業継続計画（BCP）の改めて具体的実行項目等を見直し検討するため、「（仮）介護保険事業災害時事業継続計画の見直し検討会」を設置して早急に実行性のあ

る災害時の事業継続計画等の見直しを行う。

#### イ 災害時の伝言方法

N T T東日本が災害時、臨時開設する「災害伝言ダイヤル(171)」を活用し、電話が繋がらない状況でも、ご家族の不安を軽減出来るよう、ご利用者の安否や送迎の変更などを伝言にて、ご家族に状況報告が出来るようにする。

### (2) 利用者中心のサービスの提供

#### ① 利用者ニーズへの対応

ア 介護保険法の趣旨に従い、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「自立支援」「尊厳の保持」を基本にサービスを提供するとともに、介護に当たるご家族等の心身の負担軽減を図り、住み慣れた居宅での生活継続を支援する。

イ 居宅サービス計画に基づいた介護計画を作成し、サービスの質を上げる。

ウ 地域のケアマネジャーとの連携を強化し、地域で生活される高齢者のサービスニーズを把握して、入浴、時間延長、小型車両を活用した柔軟な送迎等のサービスを提供する。

#### ② 利用者の権利擁護の推進

ア 虐待未然防止の徹底とサービスマナー向上(不適切ケア防止)の推進を図る。(特養と合同での委員会・研修に参加)

イ 「虐待の芽チェックリスト」による職員の自己点検と相互点検を通して、サービスの基本であるサービスマナー(挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い等)の向上に努める。

#### ③ リスクマネジメントの徹底

ア 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づき、南陽園と合同で感染症防止対策委員会を定例開催するとともに、より実践的・効果的な研修・訓練を通して感染症管理体制を強化する。

イ 感染症に関する事業継続計画(BCP)について見直しを行う。

### (3) 専門職の連携を活かした職場づくり

#### ① 人材の育成

ア 認知症ケア・入浴ケアに関する研修を行い、更なるサービスの質の向上に努める。

イ リスクマネジメント・虐待防止等の研修への積極的な参加と内部研修の充

実を図り、学んだ知識を職員で共有しスキルの向上に努める。

## ② 労働安全衛生の推進

ア 整理・整頓・清掃・清潔・躰を通じて、職場の抱える課題を解決するための改善活動いわゆる 5S 活動に取り組み、職場の安全・仕事の質・チーム力を高めることを目的に取り組む。

イ 浴風会安全衛生管理規程に基づき、業務遂行に関連して発生する労働災害及び健康障害を防止するとともに、職員の安全確保と健康の保持増進(定期健診再検査等の結果を受けた職員への受診の促し等)を図る。

ウ ストレスチェックを活用し産業医と連携して高ストレス予防を推進する。

エ 年次有給休暇の計画取得を行う。

## ③ 実習生等の受け入れについて

学校・養成校等からの研修生・実習生の受け入れに当たっては、受け入れ計画を策定し、各種研修生・実習生が、それぞれに応じた研修・実習目的を達成できるよう指導の充実に努める。

## (4) 地域との協働と社会貢献

### ① 地域との連携体制の強化

ア 運営推進会議を年2回開催する。

イ 近隣地域のケアマネジャーとの連携を推進する。

ウ ホームページや広報誌を通じて、センターの情報を積極的に公開する。

### ② 地域高齢者への生活支援

ア サービス担当者会議、地域ケア会議に積極的に参加する。

イ 生活困難者に対する負担軽減を実施する。

ウ 介護予防自主教室「ももの木トレーニング」の支援

地域高齢者の介護予防自主教室開催に対し、会場(南陽園機能訓練室)、マシンを開放し、相談員及び南陽園理学療法士が支援を行う。少人数事前予約制で開催する。(感染症等の状況などにより変更がある)

### ③ 社会貢献活動(法務省保護局から依頼)

保護観察者(保護司付添い)が行う社会貢献活動の場として提供し、当該者の社会貢献への意識や社会ルールを守る意識を育めるよう協力する。